

最高裁秘書第2831号

令和8年8月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁が、法務省に対し、令和7年度の予算案を前提とする裁判所職員定員法に関する立法依頼をした際の文書（令和7年1月10日付の文書を含むが、これに限らない。）

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年9月19日付け（同月22日受付）

2 答申番号

令和8年度（最情）答申第15号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）